

沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園
指定管理者募集要項

令和8年8月

沖縄市経済文化部 農林水産課

沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園

指定管理者募集要項

この要項は、沖縄市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定に基づき沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園の指定管理者を公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

【指定管理者制度の趣旨】

指定管理者制度の趣旨は、市民サービスの向上と経費の節減等について創意工夫のある提案を募集し、民間の能力を活用することにあります。その趣旨に基づき、施設をより効果的かつ効率的に管理運営し、その設置目的を達成するため、指定管理者を法人及びその他の団体（以下「団体」という。）から募集するものです。

1. 対象施設の概要

(1) 名称：沖縄市農民研修センター（沖縄市字登川 2380 番地）

設置条例等…沖縄市農民研修センター条例及び同条例施行規則

設置目的…農家の教育研修及び情報交換を行う拠点とし、もって農家の福利増進及び農業振興を図るため。

(2) 名称：沖縄市民ふれあい農園（沖縄市字池原 3392 番地の 33、3392 番地の 38）

設置条例等…沖縄市民ふれあい農園条例及び同条例施行規則

設置目的…市民が野菜や花等を栽培して、自然と触れ合うことにより、農業に対する理解を深めるとともに、市民が交流する場とする。

2. 指定管理者が行う管理の基準

条例及び同条例施行規則のほか、沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める。

3. 指定管理者の業務等

(1) 施設の提供を行う業務。

(2) 施設の利用許可に関する業務。

(3) 施設、設備及び物品等の維持管理並びに修繕に関する業務。

(4) 指定管理者が施設の運営及び管理上必要と認める業務。ただし、市長のみの権限に属する事務を除く。

(5) その他、仕様書に定めるとおり。

4. 利用料金収入の取り扱い

指定管理者は、施設の利用料金を収入として収受し、事業の充実に資する目的に使用することができる。

5. 利用者数と指定管理料等

(1) 沖縄市農民研修センター

①施設利用者数の推移

(人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1研修室	2,441	1,940	1,671
第2研修室	990	1,021	851
第3研修室	9,268	6,724	4,165
視聴覚室	3,180	2,039	1,875
大研修室	28,539	17,702	16,966
直売施設	240	470	220
ふれあい広場	130,087	142,575	108,252
合計	174,745	172,471	134,000

②施設利用料収入・指定管理料の推移

(円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用料収入	3,668,300	3,488,400	3,502,050
指定管理料	12,448,400	14,940,400	14,940,400

(2) 市民ふれあい農園

①設利用者数の推移

(人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用者	102	111	100

②設利用料収入・指定管理料の推移

(円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用料収入	303,600	367,400	349,475
指定管理料	3,116,600	433,600	433,600

6. 指定管理料

- (1) 市は、必要と認める管理経費を毎年度の予算の範囲内で指定管理料として支払う。
年間指定管理料は、これまでの実績をもとに上限額となる金額を下記のとおり算定していることから、この金額を上限とし、事業計画書及び収支予算書の提案を行うこと。

	指定管理料上限額	内訳（参考）	
		農民研修センター	市民ふれあい農園
令和 9 年度	17,555,000 円	17,060,500 円	494,500 円
令和 10 年度	17,555,000 円	17,060,500 円	494,500 円
令和 11 年度	17,855,000 円	17,360,500 円	494,500 円
令和 12 年度	17,555,000 円	17,060,500 円	494,500 円
令和 13 年度	17,555,000 円	17,060,500 円	494,500 円

※施設ごとの指定管理料分配については、上限額以内で変更できるものとします。

- (2) 指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払う。

- (3) 指定管理料に含まれるものは、次のとおりとする。

①人件費（指定施設の管理業務に従事する者の給与等）

②指定施設の維持管理費

③沖縄市農民研修センター及び沖縄市民ふれあい農園の軽微な修繕にかかる修繕料

- (4) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の取り扱い

指定期間中を通して、消費税は税率 10%で算定してください。なお、指定期間中に消費税の税率が引き上げられた場合については、関係経費について確認のうえ、指定管理料の上限額を見直すこととします。

7. 応募資格

指定管理者に応募できるのは、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所を有すること又は令和 8 年 12 月 31 日までに市内に主たる事務所を設置する予定であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 本市及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 地方自治法第 92 条の 2（議員兼業の禁止）、第 142 条（長の兼業禁止、同条項を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）の規定に抵触しないこと。
- (9) 選定委員が、団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

8. 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

ただし、管理業務を継続することが適当でないと認められるとき及び市内に主たる事務所を設置していない場合は、指定期間中であって指定管理者の指定を取り消すことがある。

9. 選定方法

指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、沖縄市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に規定する選定基準を中心に、沖縄市経済文化部長指定管理者選定委員会の調査審議（一次審査、二次審査）をおこない、その結果をもとに、沖縄市行政改革推進本部の審議を経て、市長が決定する。

10. 提出書類

(1) 提出書類

①指定申請書（様式第1号）

②申請団体の定款または寄付行為の写し及び登記簿の謄本

※法人以外の団体にあつては会則等の写し及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するもの）

③申請団体の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び申請時における財産目録

④指定施設に係る指定期間内における各年度の事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）

⑤印鑑証明書

⑥申請団体の概要（様式5）

ア. 名称

イ. 所在地

ウ. 設立年月日

エ. 設立趣旨

オ. 代表者の履歴書、役員名簿及び組織体制

カ. 事業内容及び事業実績等

⑦納税証明書

・法人の場合は、国税、都道府県民税、市町村税に係る令和7年度納税証明書

※設立1年未満の場合は、代表者の納税証明書

・その他の団体の場合は、代表者の納税証明書（国税、都道府県民税、市町村税）

⑧指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式6）

⑨対象施設における職員配置計画表（様式7）

⑩その他、市長が求める書類

(2) 提出部数 正本1部 副本5部

(3) 提出方法 持参による提出とする。

(4) 提出期間 令和8年8月24日（月）～令和8年9月24日（木）

（午前8時30分～午後5時15分。ただし、土、日、祝日及び臨時の閉庁日

を除く。)

- (5) 提出先 沖縄市役所 経済文化部 農林水産課
(沖縄市仲宗根町 26 番 1 号 2 階)

11. 応募書類の配布及び募集要項の掲示

(1) 応募書類の配布

応募書類は、令和 8 年 8 月 24 日(月)から令和 8 年 9 月 24 日(木)までの期間、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、経済文化部農林水産課で配布する。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び臨時の閉庁日を除く。また、ホームページからダウンロード出来ます。

(2) 募集要項の掲示

応募書類配布期間中、この募集要項を市のホームページで掲示する。

12. 応募に関する留意事項

(1) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 応募内容の変更禁止

提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。ただし、本市から申し入れた場合は除く。

(3) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 応募書類の取り扱い

理由の如何を問わず、応募書類は返却しない。

(5) 費用負担

応募に関して必要とする費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、指定候補者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を本市が無償で使用できるものとする。

(7) 接触の禁止

この募集に関し、応募者及びその関係者が選定委員と接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合、失格とすることがある。

(8) 資料の取り扱い

本市が提供する資料について、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の許可なく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

(9) 重複応募の禁止

応募団体は、当該応募に対し重複して応募することはできない。また、当該構成員が別の応募団体の構成として応募することもできない。

(10) 施設見学

施設見学を希望する場合は、令和 8 年 8 月 31 日(月)午後 5 時までに農林水産課に申

し出ること。

(11) 質問及び回答

募集(募集要項・仕様書等)に関する質問は、令和8年9月4日(金)午後5時までに、農林水産課にFAXまたは文書を送付すること。回答は、令和8年9月11日(金)までにホームページに掲載する。

(12) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、日本工業規格A4版の白紙に任意の様式で辞退届を提出すること。

13. 指定管理者募集説明会

指定管理者の業務内容、応募方法等について、この募集要項及び仕様書に基づき説明会を開催する。

日 時 令和8年9月1日(火) 午後2時

場 所 沖縄市農民研修センター 大ホール

14. 選定結果等について

選定結果については、市民や応募団体に対し、選定の透明性を高め、説明責任を果たすうえから、応募団体数および団体名、得点、選定理由を市のホームページ等で公表するとともに、申請団体へ文書で通知する。

また、選定にかかる議事録は、公表することがある。応募団体が技術情報、著作権やアイデア等の保護のため、非公開を希望する場合には、市と協議するものとする。

15. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、沖縄市議会の議決(承認)を経た後に行う。

①選定段階で順位付けを行い、最上位のものを指定候補者として議会に上程する。

②候補者が議決前に申請の取下げや指定管理者となることが不適格となった場合は、次点の者が指定管理者の候補となる。

16. 協定の締結

仕様書に定めるとおり。

17. 全体スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 応募書類の配布期間 | 令和8年8月24日(月)～令和8年9月24日(木) |
| (2) 質問事項の受付期間 | 令和8年8月24日(月)～令和8年9月4日(金) |
| (3) 指定管理者募集説明会 | 令和8年9月1日(火) 14時～ |
| (4) 申請書の受付期間 | 令和8年8月24日(月)～令和8年9月24日(木) |
| (5) 一次審査 | 令和8年9月(申請書の受付期間終了後) |
| (6) 二次審査 | 令和8年10月 |
| (7) 候補者決定通知 | 令和8年11月下旬 |

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (8) 指定管理者の議決 | 令和 8 年 12 月（市議会 12 月定例会） |
| (9) 指定管理者の指定通知 | 令和 9 年 1 月（議会の議決後） |
| (10) 指定管理者の指定告示 | 令和 9 年 1 月（指定管理者の指定通知後） |
| (11) 協定の締結 | 令和 9 年 2 月 |
| (12) 業務引継 | 令和 9 年 3 月 |
| (13) 指定施設の管理開始 | 令和 9 年 4 月 1 日 |

18. 二次審査（プレゼンテーションによる審査）における審査項目

下記に示す項目に沿って審査を行う。日時等については決定次第連絡する。

（１）審査表（沖縄市農民研修センター及び市民ふれあい農園）

選定基準	審査項目と判断基準	配点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	(1)経営方針	
	①安全管理に対する方針や取り組みが示されているか。	5
	②公共性に対する方針や取り組みが示されているか。	5
	③個人情報保護に対する方針や取り組みが示されているか。	5
	(2)指定管理者の指定を申請した理由	
	①申請の動機が公共の福祉の増進につながるものとなっているか。	5
	(3)経営状況	
	①運転資金など安定した運営が出来る財務状況であるか。	5
	(4)事業実績・経験	
	①類似施設の事業実績、経験はあるか。	5
	(5)社会貢献活動の取り組み	
	①障がい者雇用や地域連携など、社会貢献活動の取組みが示されているか。	5
2. 施設の経営方針に関する事項	(1)施設の現状に対する考え方及び将来展望	
	①指定施設の設置目的に即した運営方針となっているか。	5
	②指定施設の効用を高めるような事業等の提案があるか。	5
	(2)利用者への対応等サービス向上に関する計画	
	①受付の方法など利用者に対する公平な利用の確保が図られるか。	5
	②利用者のニーズを的確に把握し、反映する仕組みがあるか。	5
	③トラブルや苦情処理に適切に対処できるか。	5
	④指定施設の提供について、指定施設条例など関係法令を遵守した取り扱いとなっているか。	5
	(3)施設の利用の向上に関する計画	
	①指定施設の効用を高めるような提案があるか。	5
	②利用率向上が図られるサービスの充実策があるか。	5
	③施設の設置目的に即した自主事業の提案があるか。	5
	④指定施設の管理運営に有用な設備等を保有しているか。	5
	(4)管理経費に関する計画	
	①適切な施設管理が行えるバランスの取れた経費配分となっているか。	5
	②管理経費の縮減が図られているか。	5

	(5)地域からの雇用に対する考え方	
	①地域雇用の創出や地域との連携、活性化に寄与する提案となっているか。	5
3. 施設の管理に関する事項	(1)職員の配置表及び業務分担	
	①職員の配置や組織など管理運営体制は適切か。	5
	②指定施設の管理運営に必要な有資格者や企画力のある人材が配置されているか。	5
	(2)職員の勤務時間、勤務表等勤務体制	
	①職員相互の応援など、業務の連携が図れる体制となっているか。	5
	②労働基準法など法令等を遵守した勤務条件となっているか。	5
4. 個人情報公開に関する措置	(1)情報公開及び情報提供への対応	
	①情報公開条例やその方針に則った適切な対応が示されているか。	5
	(2)個人情報保護への対応	
	①個人情報保護条例やその方針に則った適切な対応策が示されているか。	5
5. 緊急時に関する事項	(1)安全管理体制	
	①指定施設の提供に際し、利用者の安全確保などの対応策が示されているか。	5
	②災害等の緊急時の対策及び体制が講じられているか。	5
6. その他	(1)その他	
	両施設連携した効率の良い人的活用、配置がされているか。	5
	農民研修センターの施設を活用した自主事業の展開があるか。	5
	ふれあい農園の施設を活用した自主事業の展開があるか。	5
	地域イベントや周辺農業関連施設との連携が図られた企画があるか。	5
合計		160点

【問合せ先】

沖縄市役所 経済文化部 農林水産課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

TEL:098-939-1212(代表)内線 3554 (担当：仲元・志喜屋)

※問合せは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土、日、祝日及び臨時の閉庁日を除く。

募集に関する質問は 9 月 4 日（金）までとし、書面以外は応じない。